

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第32条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第26条に基づき置かれる理事及び監事をいい、定款第13条に規定する評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、役員等の職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、宿泊費を含む旅費、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

**第3条** この法人は、役員等（東金市及びこれに類する公的機関の特別職以外の職員を兼ねる役員を除く。以下同じ。）の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員は月額とし、非常勤役員（月額を得る非常勤役員を除く。）に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

**第4条** この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬」の範囲内で、職責に応じ、理事長が理事会の承認を経て、定めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」の範囲内で職務に応じ、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

3 常勤役員に対する賞与は、別表第3「常勤役員賞与の算出方法」に定める方式により算出される額の範囲内で、理事会の承認を経て、理事長が決定する。

4 評議員の報酬は、定款第17条に定める金額の範囲内において別表第4「評議員の報酬」に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員（月額を得る非常勤役員を除く。）及び評議員にあっては、理事会及び評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給し、その計算方法はこの法人職員の例による。

(費用)

第8条 役員等がその職務の執行のため出張した場合は、旅費及び出張に要した費用を弁償する。

2 前項に規定する旅費及び費用弁償は、この法人職員の例による。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬（第4条第1項）

勤務日週5日	月額350,000円以内
--------	--------------

別表第2 非常勤役員の報酬（第4条第2項）

勤務日週4日	月額300,000円以内
勤務日週3日	月額230,000円以内
勤務日週2日	月額160,000円以内
勤務日週1日	月額90,000円以内
理事会及び監査に出席の都度、謝金として一人一律7,000円（月額報酬を得る非常勤役員を除く。）	

別表第3 常勤役員の賞与の算出方法（第4条第3項）

基準日在職の常勤役員の1月分の報酬月額
---------------------

別表第4 評議員の報酬（第4条第4項）

評議員会出席の都度、謝金として一人一律7,000円
---------------------------